

事業所の移転等に係る手続きの変更について

(対象：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)

1 概要

地域密着型サービス事業所のうち、小規模多機能型居宅介護等については、第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、日常生活圏域ごとに整備を進めています。また、事業所の整備にあたっては、事業計画の公募を行い、運営法人を選定しています。

このたび、既に指定を受け運営されている事業所が移転や建て替え等を行う場合、当初選定時より運営状況等が大きく変更となることを勘案し、移転等に係る手続きを変更します。

2 変更内容

事業所が同一圏域内への移転、同一敷地内での建て替え・増築又はレイアウト変更を行う場合は、変更届の提出に先立ち、介護事業指導課への事前協議を行ってください。

事前協議内容の確認後、介護事業指導課の発行する事前協議終了書とともに変更届を提出してください。

<現状（令和2年3月31日まで）>

	レイアウト変更	建て替え・増築	移転
同一敷地内	変更届	変更届	—
別敷地（同一圏域内）	—	—	変更届
別敷地（別圏域）	—	—	新規公募

<変更後（令和2年4月1日～）> 太字・下線部が変更箇所

	レイアウト変更（※）	建て替え・増築	移転
同一敷地内	協議+変更届 又は変更届	協議+変更届	—
別敷地（同一圏域内）	—	—	協議+変更届
別敷地（別圏域）	—	—	新規公募

(※) レイアウト変更については、事業所の定員変更を伴うなど大幅な変更の際に事前協議を必要とします。

3 事前協議における確認事項及び協議の流れ

小規模多機能型居宅介護等事業所の移転又は建て替え等の変更に係る部分について変更内容を確認します。(必要に応じて追加書類の提出をお願いします。)

<確認項目の例>

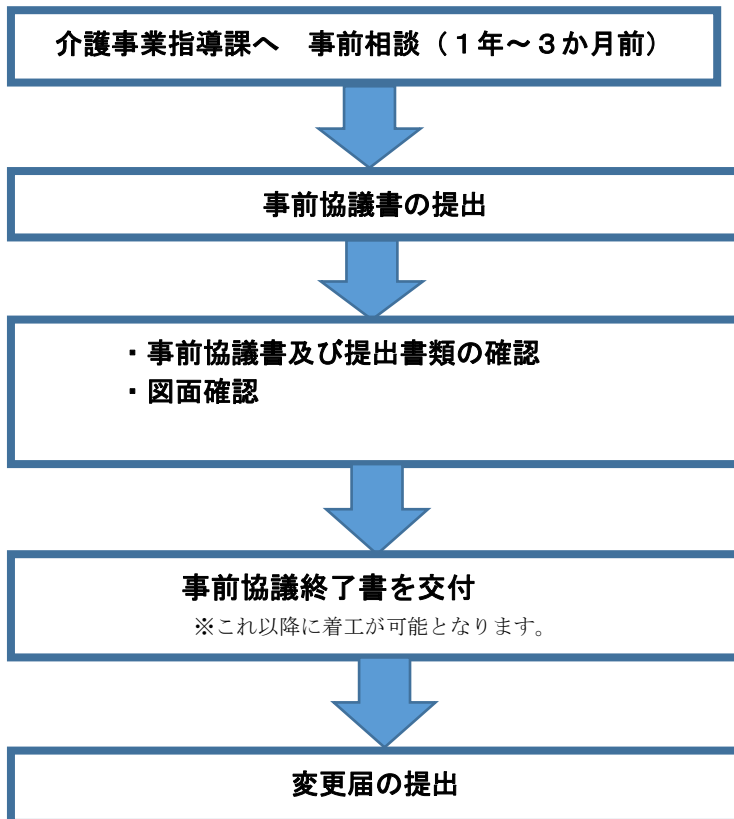
(移転の場合)

- ・立地条件はどのようなところか。(浸水や内水、土砂災害等の危険区域に該当しないか)
- ・土地や建物に関する権利関係は明確になっているか。
- ・関係機関との連絡・調整や、近隣住民に対する説明が十分に行えているか。

(レイアウト変更や建て替え・増築の場合)

- ・利用者の見守りが十分に行えるレイアウトになっているか。
- ・図面上、利用者の安全で快適な空間づくりが行えているか。

<協議の流れ>



4 変更の適用時期

令和2年4月1日以降に事由が発生するもの

5 問い合わせ先

- (1) 事前協議の手続きに係る問い合わせ
健康福祉局介護事業指導課【地域密着整備担当】
TEL : 045-671-3414 FAX : 045-550-3615
- (2) 変更届の手続きに係る問い合わせ
健康福祉局介護事業指導課【地域密着運営担当】
TEL : 045-671-3466 FAX : 045-550-3615